

第8次春日井市高齢者総合福祉計画（中間案）についての 市民からの意見公募の結果を公表します

令和2年11月18日（水）から同年12月18日（金）まで実施された第8次春日井市高齢者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- 意見提出者及び意見の数 意見提出者数 3名 意見数 9項目
- 提出された意見及びこれ
に対する市の考え方 別紙のとおり
- その他 パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://www.city.kasugai.lg.jp>

問い合わせ 春日井市健康福祉部地域福祉課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話：0568-85-6184 FAX：0568-84-5764
E-mail：chiikifk@city.kasugai.lg.jp

提出された意見及び市の考え方

■計画に対する意見

No.	項目	意見	市の考え方
1	P38 事業No. 3 かすがいいきいき体操	内容に「各地域の老人憩いの家、ふれあいの家に受信できる受像機を設置する」を加える。	インターネット環境がなくても視聴できるよう、希望する団体へDVDを無料配付しています。
2	P41 主な取組み 1-2-3 人にやさしいまちづくりの推進	①事業 No. 16 「名鉄バス・タクシー利用の補助券発行」の追加。内容は、「シティバスが利用できない地域の高齢者の通院、買い物の利便性を高める」とする。 ②事業 No. 17 「歩きやすい歩道の整備」の追加。内容は、「歩道の凹凸、段差を解消し、高齢歩行者、杖、シルバーカー、電動車椅子利用者が安全に通行できるようにする」とする。	①春日井市地域共生プランに基づき、「高齢者サロンによる買い物支援の推進」及び「訪問型サービスDによる移動支援の検討」を進めているところです。 また、春日井市地域公共交通計画に基づき、高齢者などの外出を支援する制度について、交通事業者と連携し、適用可能手段の拡充などについて検討していきます。 ②春日井市都市計画マスタープランに基づき、鉄道駅を中心にバリアフリーに対応した誰もが安全に歩ける歩行空間の形成を目指します。
3	P47 事業No. 32 市民への普及・啓発	内容の「市民の理解を促進するため」の後に「市民への広報活動」を加える。	提案を受け、「講演会の開催など市民への広報や啓発に努めます」に変更します。

No.	項目	意見	市の考え方
4	P62 主な取組み 3-2-1 介護人材の確保・育成	事業所は即戦力になる人材を求めてい。事業所に人材を育成する人的・時間的余裕はない。	介護人材の確保は全国的な課題であることから、国・県・事業者と連携した総合的な介護人材確保の取組みを推進します。
5	P74 施設整備計画	<p>「圏域別・年度別の規制を緩和し」とあるが、第7次の施設整備の遅れから、できるだけ早い年次の整備が必要。また広い面積の春日井市においては、圏域を考慮した整備が望ましい。</p> <p>第7次の整備計画が13施設に対して3施設しか実現できなかった原因が、土地と人材の確保が困難であったとされるが、土地については公有地、民有地合わせて市と事業者が必死で探せば確保は可能と思う。人材確保は、現在の介護従事者の劣悪な労働条件のもとでは難しい。事業を全部社会福祉法人など民間まかせにせず、直接市が運営する施設を最低1か所設置して、安心して働き続けられるモデルを示すぐらいの思い切ったことをしないと人材の確保は不可能と思う。</p>	<p>第8次の施設整備計画では、圏域を設けないことで、整備事業者が用地の確保などをしやすい環境に努めています。また、計画初年度からの整備も可能としています。</p> <p>また、介護人材の確保は全国的な課題であることから、国・県・事業者と連携した総合的な介護人材確保の取組みを推進します。</p>
6		地域の連携は地域住民にも施設入居者にとっても大切なことであるため、地域連絡会議などの定期的な開催を願う。	地域密着型サービスでは、利用者の家族や地域住民の代表などが参加し、施設の活動状況報告、要望・助言などを聴く運営推進会議を定期的に開催し、地域包括支援センター職員も参加して施設と地域の連携に必要な助言等を行っています。また、地域の中で支え合う仕組みを考える地域協議会を定期的に開催し、住民と関係機関との連携を深めています。

No.	項目	意見	市の考え方
7		地域包括支援センターの業務負担について、重すぎるように感じる。資格があればこなしていいような業務でもない。改善を検討してほしい。	地域包括支援センターの負担軽減を図ることは重要だと認識しており、センターに配置する職員数を担当地域の規模に応じて増員できる仕組みとし、一人ひとりの職員の負担軽減を図っています。また、毎年各センターの業務効率化の取組みを調査し、公表して全てのセンターが業務効率化を図ることができるよう取り組んでいます。
8		現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護従事者は厳しい労働環境の中で過重な負担を強いられている。今後は、新型コロナウイルス感染症と共存せざるを得ないという中で、施設の在り方や介護従事者の負担を少しでも軽減する方策を図るべきである。	介護ロボットやＩＣＴの導入支援及び文書量を削減して事務負担を軽減します。 また、研修や会議などのオンライン化の実施や非対面で業務ができるよう対面・書面・押印の見直しを行います。
9		介護保険料について、「介護保険料が高い」は多くの市民の声。全国市長会も国に要請しているように、国庫負担割合の引き上げを実現させてほしい。また、基金残高が約30億円になるのは、これまでの事業計画に計上された給付費が過大であったといわざるを得ない。適正な事業計画により保険料の負担軽減を図ってほしい。また、所得区分は低所得者のさらなる軽減をはかり、段階を細かく分類してより応能負担にし、かつ上限を引き上げ高額所得層の負担割合も引き上げてほしい。	介護保険料については、要介護等認定者や介護給付等サービスの種類ごとの利用者数、利用量を適切に見込むとともに、介護給付費準備基金を活用して保険料の上昇を抑制し、適切な基準額と保険料段階の設定を行います。 低所得者の保険料については、第1段階から第3段階において、公費による軽減を実施しています。